

令和 7 年度沖縄地方最低賃金審議会
第 1 回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 18 日（金） 14：58～15：40
- 2 場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室（2 階）
- 3 出席者
公益代表委員 2 名（上江洲純子、金城智誉 敬称略）
労働者代表委員 2 名（石川修治、照喜名朝和 敬称略）
使用者代表委員 3 名（喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略）
事務局 4 名（岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員）
- 4 議題等
 - (1) 沖縄県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選任
 - (2) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
 - (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について（確認）
 - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
 - (5) 沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
 - (6) 事業場実地視察について
 - (7) 参考人聴取について
 - (8) その他
- 5 配付資料— 1
 - (1) 令和 7 年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿等
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程等
 - (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）
 - (5) 令和 7 年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画
 - (6) 令和 7 年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
 - (7) 沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取等
 - (8) 沖縄県最低賃金専門部会 令和 7 年度事業場実地視察計画表（案）
 - (9) 年度別実地視察事業場名簿
 - (10) 業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）
- 6 配布資料— 2（参考資料）
 - (1) 第 70 回中央最低賃金審議会（令和 7 年 7 月 11 日）

(2) 同 第1回目安に関する小委員会（令和7年7月11日）

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第1回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

崎原賃金室長

皆様こんにちは。

少し早いですけれども、お揃いになりましたので始めたいと思います。

では、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回沖縄県最低賃金専門部会」を開催いたします。

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

よろしくお願いいたします。

先に資料の確認ですが、資料1冊をお配りしております。

また、本日の開催通知も配付しておりますので、ご確認ください。

でははじめに、最低賃金専門部会の開催にあたりまして、各委員の出欠の状況でございますが、本日は、公益代表の城間委員と労働者代表の知花委員が所用のため欠席との連絡を受けております。

よって、出席者は公益代表委員が2名、労働者代表委員が2名、使用者代表委員が3名でございます。

資料8ページでございます、最低賃金審議会令第6条第1項に基づく委員の数9名のうち、第5条第2項に基づく定足数は全体の2／3以上となりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、資料2ページの公示文をご覧ください。

本専門部会の委員のうち、公益委員につきましては、本審の公益委員と事務局において調整させていただき、ご了承を得て任命させていただいております。

労使の代表委員につきましては、令和7年7月1日付け沖縄労働局一般公示7-53号「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示」に基づき、労使それぞれの団体から推薦をいただき、その候補者の中から専門部会委員を任命いたしました。

当委員の名簿は、1ページに添付しておりますのでご覧ください。

今回任命させていただきました専門部会委員の皆様の改めてのご紹介は申し訳ございませんが、省略させていただきます。

また、皆様には人事異動通知書（辞令）を配付しております。

本来であれば、労働局長からお一人ずつ辞令をお渡しすべきところでございますが、配付をもって辞令交付に代えさせていただきたいと思います。

それでは次第の1番目に入ります。

1番目は「部会長及び部会長代理の選任」となっております。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、7ページにあります最低賃金法第25条第4項において準用する最低賃金法第24条第2項に基づき、公益を代表する委員のうちから選挙するとされております。

事前に公益委員で協議していただいたところ、部会長には上江洲委員、部会長代理には金城委員が適任であるとの御推薦をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

崎原賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、異議なしとのご意見がございました。

皆様のご了解が得られましたので、今年度の専門部会の部会長には上江洲委員、部会長代理には金城委員にお願いしたいと思います。

それでは、これからの議事の進行は上江洲部会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

上江洲部会長

皆様、こんにちは。

ただいま、部会長に選任いただきました上江洲でございます。

これから専門部会のスタートということになります。

だんだん厳しい状況になってきて、なかなか全会一致という形で終えられない状況が続いておりますけれども、やはり公益としては、全会一致でというものを目指して審議を進めたいと思っておりますので、かなりタイトな審議になるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、部会長代理の金城委員からも一言お願いします。

金城部会長代理

はい、部会長代理に選任いただきました金城でございます。

上江洲部会長とともに、専門部会の審議が円滑に進められるように努めたいと思います。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

上江洲部会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、第1回の専門部会でありますので、労働局長にご挨拶を頂戴いただきますけれども、局長が所用により欠席されておりますので、岡崎部長の方からご挨拶をいただければと思います。

岡崎労働基準部長、よろしくお願いいたします。

岡崎労働基準部長

はい、皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本来であれば、局長の柴田よりご挨拶すべきところでございますけれども、本日は所用により出席できませんので、局長に代わりまして、私から、令和7年度沖縄地方最低賃金審議会第1回沖縄県最低賃金専門部会の開催に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

着座にて失礼します。

委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政、とりわけ賃金行政、最低賃金制度の運営に当たりまして、多大な御理解と御支援を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

先日、7月1日に局長の柴田より、本年度の沖縄県最低賃金の改正について諮問させていただきまして、その中で、去る6月13日に閣議決定しました「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」と政府としての見解を述べさせていただいたところです。

現在、中央最低賃金審議会及び目安小委員会において本年度の目安の審議が行われており、22日には第2回の目安小委員会が開催される予定です。

最低賃金の改正について、委員の皆様におかれましては、法定の三要素に基づき、また、政府の閣議決定にも御配意いただきながら、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

本日より、当専門部会におきまして、沖縄県の最低賃金の改正に係る実質的な調査、審議を行っていただきます。

委員の皆様方におかれましては、慎重かつ活発なご議論をいただき、結審に導いていただきたきまようお願い申し上げます。

労働局といたしましても、事務局として当専門部会の円滑な運営に努めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

上江洲部会長

岡崎部長ありがとうございました。

それでは、ここから議事次第に従いまして審議に入りたいと思います。

まず議題（1）ですけれども、「沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について」となっております。

ここにご出席の皆様ご承知のとおり、7月1日に第1回沖縄地方最低賃金審議会いわゆる本審におきまして、柴田労働局長から今年度の沖縄県最低賃金の改正についての諮問を受けました。

この諮問に対して、改正に係る調査・審議を行うために本審において、沖縄地方最低賃金審議会に専門部会を設置することが承認されております。

当専門部会の運営規程は、当専門部会での承認を得て、施行されることになっております。

それでは、この規程案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

はい、今、上江洲部会長からもご説明がありましたが、今月1日に開催されました本審におきまして、当専門部会の設置が承認され、本日より沖縄県最低賃金の改正に係る調査・審議を行っていただくこととなります。

資料の11ページをご覧ください。

資料4になります。

この運営規程案は、全部で11条から構成されておりまして、その中でいくつかご紹介しますと、第4条には実地調査と参考人意見聴取について規定されております。

実地調査については、後ほどご説明いたしますが、来週23日から25日の間、各委員において事業場を訪問していただき、経営者等から最低賃金制度等に係る意見聴取、意見交換等を行っていただきたいと思っております。

参考人聴取につきましては、7月30日に開催予定の第3回専門部会において行う予定としております。

また、第7条（会議の公開）についてですが、改めて確認いたしますと、本審の運営規程と同じく「会議は原則として公開とする。」とし、但し書きについても同じく、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。」となっております。

これによって、公労使の三者が揃うところでは公開とし、公労、公使の二者協議の場合は非公開とする取り扱いとしております。

それから、12ページの第8条第2項に基づき、議事録及び議事要旨につきましても、公開とし、但し書きについても先ほどの第7条と同じように、「部会長の判断によって、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

そして、第10条は専門部会の廃止について規定されておりますが、当専門部会におきましては、全ての審議が終了し、本審の決議をもって廃止されることとなっております。

最後の第11条（規程の改廃等）ですが、この規程の改廃は専門部会の議決により定めることとなっておりますため、今回、本規程案について諮らせていただいている次第です。

あともう一点、文言の修正案として、11ページに戻りまして、先ほどの第4条になりますけれども、昨年度までは「実地調査並びに参考人意見聴取」としていましたところ、「実地調査及び参考人意見聴取」に修正しております。

公用文や法令用語では、2つの語句を繋げる接続詞としては、及びを使用するのが適切であることから、そのように修正いたしました。

本規程案のご承認が得られれば、本日からの施行となります。

よろしくお願いいたします。

上江洲部会長

ただいま、事務局から規程案について説明がございました。

第4条が修正となっていますけれども、それ以外のところは例年どおりという形になっております。

実地調査や参考人聴取の実施、それから、会議の公開に関しては公労使の三者が揃うところでは公開、二者協議の場合は非公開とする取り扱いとすることになっています。

こうしたことについて、規程案に関して、ご意見等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(石川委員挙手)

上江洲部会長

石川委員、どうぞ。

石川委員

お疲れ様です。

労働者側委員の石川です。

第7条についての今のご提案ですが、労働者側としましても、提案どおり、三者がそろっているところについては公開、二者での協議の部分につきましては非公開での開催を希望いたします。

理由についてなんですけれども、昨年の異議審の中での意見書の中でも、密室の中で行われているのではないかなという御意見もあったかと思っておりますが、我々はやはり労働者側としては二者協議の中で扱う事項は、かなりセンシティブであったりとか、個人情報が含まれていたりとかするものも含めながら我々労働者側の主張を行っているところでございます。

常に全てが公開となってしまうと、我々の意見というのは積極的に発言ができにくくなる、また、昨今 SNS 等も発達している中で、そういった内容が外に出ることによって、それがまたなにかの媒体で我々が知ることになって、我々に対する抗議であったりとか、そういった意見を目にするによって我々の積極的な発言がそがれる危険性があるかなと思っております。

ただ一方で、専門部会の中でも我々がしっかりといろいろな皆様の意見であったりとか、資料をもとに議論をしているということから、昨年同様、三者のところでは公開、二者のところでは非公開でお願いしたいと思っております。

また、必要な事項に関しては、公開の場面で議事要旨であったりとか、そういったもので皆さんにお知らせすると形をとっていただくのを、労働者側としては希望したいと思っております。

上江洲部会長

石川委員ありがとうございます。

使側からこの点について、ご意見等ございますか。

(特になし)

上江洲部会長

特にはございませんか。

今、公開に関して意見頂戴いたしました。

以前、三者協議の場も非公開にしていた時代もあったわけで、今は公開にする、そしてまた、公開にして情報として出すべきものは出していくというスタンスでありますので、二者協議の場は、それこそ、公益としてもそれぞれ率直に意見を頂戴したいという思いもございます。

このとおり進めさせていただいてよろしいですか。

(意見なし)

上江洲部会長

ありがとうございます。

では、この本専門部会の運営規程案のとおりご承認いただいたということで取り扱わせていただきたいと思います。

早速ですが、タイトルから(案)を削除していただき、文書末尾の附則の施行日を本日、令和7年7月18日より施行として、本規程に基づきまして本年度の専門部会を進めてさせていただきます。

案が取れましたので、本規程第8条「議事録及び議事要旨」の第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。

労働者側委員は、照喜名委員、よろしいでしょうか。

照喜名委員

はい。

上江洲部会長

使用者側委員は、喜友名委員、よろしいでしょうか。

喜友名委員

はい。

上江洲部会長

よろしくお願いいたします。

では次に、議題(2)に移ります。

議題(2)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(確認)」となっています。この点も、事務局より説明をお願いしたいと思います。

崎原賃金室長

はい、8ページをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、7月1日に開催されました第1回本審において承認されたところです。

改めてご説明いたしますと、最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりまして、専門部会で全会一致の結論に達した場合に限り、その決議をもって審議会の決議といたします。

なお、全会一致は、出席委員全員の賛成意見となります。

以上です。

上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局からこの点説明ございました。

再度の確認となります。

委員の皆様はご了解いただいていると思いますけれども、やはり全会一致をすつこの規程の適用になるということですので、公益としてもこれを目指しながら頑張っていきたいと思います。

この確認については、改めてですけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲部会長

では、この点はご了解いただいたということで議題(3)に移らせていただきます。

議題(3)は、「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について」となっております。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

はい、全体の審議計画につきましては、7月1日の本審において承認いただいたところですが、17ページをご覧ください。

A3のカレンダー方式の日程表になります。

第2回専門部会は、7月23日から25日を事業場実地視察の予定としております。

こちらは後ほどご説明いたします。

第3回専門部会は、7月30日(水)15時30分から予定しておりまして、議題としては事業場実地視察の結果報告と参考人聴取を予定しております。

また、同日13時から第2回本審において、目安に関する伝達報告を行う予定としており、第1回の本審でもお伝えしましたが、7月30日に目安伝達が間に合わなかった場合は、正式な伝達は第3回本審の8月6日に変更いたします。

ただ、目安の答申が出次第、皆様には一旦メールにて速報いたします。

8月6日の正式な伝達の前に金額の審議ができるのであれば、金額提示を予定している8月1日、8月1日にできなければ4日にずらすかなどについて、委員と調整となりますけれどもよろしく願いたいと思います。

それから、特定最低賃金についてですけれども、7月11日に糖類製造業、自動車（新車）小売業、各種商品小売業の3業種について、改正決定に係る申出書の提出がございました。

残りの新聞業につきましては、現在確認中でございます。

特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る審議を行う運営小委員会は、7月30日14時から予定しております。

続いて、第4回専門部会は、先ほど申しましたように、今後調整が必要となりますけれども、今のところの予定としては8月1日（金）15時から、金額提示と調整、第5回専門部会は、8月4日（月）15時から金額調整を予定しております。

結審までの日程は、非常にタイトではありますが、各委員におかれましては、日程表に記載されてあります予備日を含めた日程の確保をよろしくお願いいたします。

参考としまして、最短発効予定日の一覧表を19ページの資料6につけております。

第1回本審でも触れましたが、例えば、8月12日が答申となった場合は、異議申出締切りが8月27日、異議審が翌日の28日となりまして、官報公示を経て最短の発効は10月8日となります。

以上でございます。

上江洲部会長

ありがとうございます。

本審の際にも日程を確認させていただいたと思います。

事業場視察はこの後ご説明いただく予定ですが、第2回の本審で目安伝達ができるかどうかという話し合いを、前回の本審でもさせていただいたと思います。

日程の確保については、その際にもお願いしたかと思いますが、2週間位経っておりますので、事務局から説明ありました専門部会の日程等に関して、何かご意見とかご確認されたいことはございますでしょうか。

（田端委員挙手）

上江洲部会長

はい、田端委員。

田端委員

専門部会の日程については、これでいいと思いますが、一つ確認させていただきたいのが、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会が7月29日に予定されていて、そこで目安が出せれば、30日に本審を行い、目安の伝達を行うということになると思いますが、仮に29日に目安が出なかった場

合、30日の小委員会と専門部会はそれぞれやるべきことがあるので開催されると思うのですが、本審は目安の伝達がメインなので、目安が出なかった場合、開催しないということもあり得るのか、教えていただければと思います。

(崎原賃金室長挙手)

上江洲部会長

事務局、お願いいたします。

崎原賃金室長

目安の伝達が出来なかったら、その分は除くことになりますけれども、特定最低賃金の必要性の有無について諮問がございまして、一応予定どおり、本審を開催するという事としてしています。

田端委員

分かりました。

ありがとうございます。

30日の本審、小委員会、専門部会は予定どおり今のところ開催すると。

目安の出具合によって、8月1日以降の審議日程が変わってくることはあり得るということで理解してよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

はい、そうです。

上江洲部会長

私も第2回の本審は気にはなっていたんですけども、運営小員会の関係で諮問もあるということですので、30日は確実に開催することになります。

むしろ、影響が出そうなのが8月1日の専門部会になるかと思いますので、そのあたり、額の提示ができるのかどうかということになると思います。

日程についてはよろしいでしょうか。

(津波古委員挙手)

上江洲部会長

はい、津波古委員。

津波古委員

商工会連合会の津波古でございます。

資料6について、発効日というのは地方最低賃金審議会にゆだねられていると理解をしているところなんですが、この発効日ありきでもって、スケジュールを組まれていることになっているのかなあと思っております。

発効日をいつにするのかというのは、審議会の中で決めるということはできないのかなと思うんですけどもいかがなものでしょうか。

上江洲部会長

法定発効日としての一覧になっていると理解しています。

こちらで決めるというよりは、基本的には、答申が出たその日から異議審があつて、法定どおりにいくと発効日がこうなりますという一覧であると思うんですけども、事務局、説明いただけますか。

崎原賃金室長

今、上江洲部会長が説明したとおり、答申が決まった後にこの予定一覧表のとおりになるという法定発効の場合の参考例になっております。

津波古委員

逆算しているわけではなくて、法定的にみて最短だとこの日ですよということが、示されているという理解でよろしいですかね。

実際の発効日を決めるのはこの地方最低賃金審議会で決めるという理解でよろしいわけですね。

上江洲部会長

発効日を決めるというよりは、結局、答申日を決めるといいですか。

前回もそうですが、法定発効日で発効をしているという状態だったと思います。

発効日の議論はこれまでもありましたので、もちろんその点については、専門部会が始まって、調整の中でさせていただければと思いますけれども、法的には手続きを踏んでいくと、最短ではこうであると例年示される表かなと思います。

津波古委員

分かりました。

ありがとうございます。

上江洲部会長

他にございますか。

(特になし)

上江洲部会長

よろしいでしょうか。

では、日程につきましては、先ほどもお願いしましたが、委員の皆さん確保方よろしく願います。

では、次の議題に移らせていただきます。

続いて、議題(4)「沖縄県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」になります。

この点につきましても、事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、7ページをご覧ください。

7月1日の第1回本審でもご説明しておりますが、最低賃金法第25条第5項の規定により、「調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」となっております。

21ページの資料7をご覧ください。

7月1日から15日までの期間、意見聴取の公示を行いましたところ、沖縄県労働組合総連合議長から意見書の提出がありまして、その資料が22ページから24ページに添付しております。

意見陳述も希望しておりまして、その取扱いにつきましては、30日の第2回本審でお諮りたいと思っております。

上江洲部会長

ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたけれども、この点に関して各委員から何かございますか。

(特になし)

上江洲部会長

よろしいですか。

では、この点は第2回の本審で諮らせていただきたいと思います。

では、続きまして、次の議題(5)「事業場実地視察について」ということです。

これも事務局より、まず説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

はい、25ページの資料8をご覧ください。

事業場実地視察につきましては、委員の皆様方に現場の声を、直接お聞きいただく機会を設けて実施させていただいております。

今年度の実施事業場につきましては、昨年度の賃金実態調査（基礎調査）から、最低賃金額の改正により影響の大きかった業種が3業種ございまして、「洗濯・理容・浴場業」、「飲食店」、「食料品製造業」を優先に対象事業場の選定を進めて依頼を行いました。

3業種の3事業場とも対応していただけることとなりました。

班は公労使各1名ずつの3班編成で訪問していただきます。

それぞれご説明しますと、第1班が、城間委員、知花委員、田端委員で7月23日(水)10時から糸満市の食料品製造業の事業場に訪問していただきます。

第2班は、金城委員、照喜名委員、津波古委員で7月24日(木)10時から浦添市の洗濯業の事業場に訪問していただきます。

そして、第3班は上江洲委員、石川委員、喜友名委員で7月25日(金)15時から那覇市の飲食店に訪問していただきます。

各事業場には事業概要等に関する事前調査票の作成をお願いしておりまして、既に提出がございましたので、後ほど各委員の皆様にもメールにて御提供いたします。

意見交換等を行う際にご参考にしていただければと思います。

それから、実地視察の結果につきましては、7月30日(水)の第3回専門部会で報告していただきます。

期間が短くて大変申し訳ありませんが、各班の労使の委員におかれましては、報告書作成者と発表者の御担当を決めていただきますよう調整方お願いいたします。

報告の様式については後ほどメールにて御提供いたします。

報告書の提出は、前日の29日までをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から事業場実地視察についての説明がございました。

この点について確認されたいこと等ございますか。

(特になし)

上江洲部会長

よろしいでしょうか。

来週すぐに事業場視察が予定されていますけれども、事務局提案のとおり実施させていただきたいと思います。

第1班と第3班はそれぞれ割り振られた事業場に集合するということ、第2班は労働局に集合していただくということになっております。

先ほど事務局からもございましたが、それぞれの班において報告書作成者、発表者の役割分担の調整もよろしくお願いいたします。

では、続きまして、議題（6）「参考人聴取について」に移ります。

こちら、事務局よりまず説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、参考人聴取につきましては、7月30日の第3回専門部会において予定しております。

関係労働者、関係使用者の参考人については、先ほど申し上げました県労連のほか、当審議会の労使それぞれの委員からご推薦いただいた方より聴取させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、労使の参考人意見につきましては、でき次第提出いただきますよう調整方よろしくお願いいたします。

以上です。

上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か確認されたいことございますか。

(特になし)

上江洲部会長

よろしいでしょうか。

おそらく次回、参考人聴取をすることになると、もう少し時間もかかるかなと思いますので、委員の皆さんもその点ご了承いただければと思います。

それでは、このとおり参考人聴取を実施することとしますので、それぞれよろしくお願いいたします。

続きまして議題（7）に移ります。

議題（7）「その他」となっておりますが、事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、今年度の中央最低賃金審議会が7月11日に開催されまして、厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮問が行われました。

同日、第1回目の目安小委員会が開催されております。

資料としてインデックスで参考資料としているものがその資料になります。

240ページございますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、第2回の目安小委員会は7月22日となっております。

その資料については7月30日の第2回本審にてご提供いたします。

例年、第2回目目安小委員会の資料には賃金改定状況調査結果が添付されておりますので、その内容についても次回確認ということになります。

それから、資料に戻りまして29ページの資料10をご覧ください。

業務改善助成金の申請件数及び交付決定件数になります。

第1回での本審の資料としたものに、本年度4月分と5月分を加えた更新版をつけております。

6月分につきましては先ほど確認したところ、暫定値ではありますが、口頭で申し上げますけれども申請件数が43件、交付決定件数が29件となっております。

4月、5月、6月のトータルで申しますと、3か月分合計の申請件数が71件、交付決定件数が39件となります。

ご参考にしていただければと思います。

最後になりますけれども、ご承認いただきました審議日程のうち、2回目と3回目の専門部会の開催通知をただいより配付させていただきます。

しばらくお待ちください。

(事務局開催通知の配付)

上江洲部会長

今、開催通知を配付されていますけれども、その他に関して事務局から資料の説明がありました。確認されたいことあるいは追加の資料の要望等あれば、ここでお願いいたします。大丈夫そうですか。

(田端委員挙手)

上江洲部会長

はい、田端委員。

田端委員

はい、貸金改定状況調査票は次回の本審専門部会で配られるということでよろしいですか。

崎原貸金室長

22日に開催されますので、30日が一番最短かなと思います。

田端委員

ということですね。

それはまた皆さんにメールでお知らせするということがよろしいですね。

崎原貸金室長

お知らせした後に、資料としても提供いたします。

田端委員

それと、影響率を把握するための賃金の分布の各業種の資料もありましたよね。
それも同じですか。

崎原賃金室長

おそらく同じ時期だったかと思いますが、確認してまたお知らせしたいと思います。

田端委員

はい、ありがとうございました。

上江洲部会長

他にございますか。

これは次の時までにはほしいというものがありますか。

(特になし)

上江洲部会長

大丈夫でしょうか。

では第2回と第3回の専門部会の通知文書の配付がなされたと思います。

この日程で進めていく形になるか、ということですがけれどもまずはこの日程の確保はお願いしたい
と思います。

では、特に委員の先生方からなければこれで第1回専門部会を終了したいと思います。

第2回専門部会ですけれども、先ほど説明のありましたとおり7月23日から25日にかけて各班に
分かれて事業場実地視察となります。

そのうえで第3回専門部会に関しましては、7月30日（水）15時30分からとなりますので、委員
の皆様、どうぞよろしくお願いします。

本日はお疲れ様でした。